

# 福祉避難所設置運営マニュアル

令和元年 9 月  
(令和 7 年 9 月改訂)  
四 街 道 市

## 本マニュアルについて

近年、わが国では、阪神・淡路大震災（平成 7 年・1995 年）、新潟県中越地震（平成 16 年・2004 年）、東日本大震災（平成 23 年・2011 年）、熊本地震（平成 28 年・2016 年）、また、平成 30 年に発生した大阪府北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第 19 号等による豪雨や令和元年台風 15 号、令和 6 年能登半島地震など、数多くの自然災害に見舞われ、甚大な被害がもたらされました。

市では、これらの災害を教訓に、地域防災計画の修正、避難行動要支援者名簿の作成など、さまざまな対策を進めてきました。

このうち、災害発生時等における避難者受け入れのための指定一般避難所に関しては、小中学校等の公共施設が指定されており、災害発生時等には各指定一般避難所において避難者を受け入れ、当面の生活支援を行うこととなります。ただし、日頃より日常生活において何らかの支援を要する障がい者・高齢者等の要配慮者（以下、「要配慮者」という。）については、指定一般避難所で生活を送ることが難しいと想定されるため、市地域防災計画では、その対応として福祉避難所を開設することとしています。

平成 28 年 4 月、内閣府（防災担当）は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、市区町村を中心として、平時から取り組みを進めることが強く求められています。そこで、市では、これらを踏まえて、令和元年 9 月に本マニュアルを策定しました。その後、指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則の改正、及びそれに伴うガイドラインの改定（令和 3 年 5 月）を踏まえ、令和 5 年 3 月、本マニュアルを改定しました。そして、令和 6 年に障がい者施設 3 施設、令和 7 年に障がい者施設 1 施設及び高齢者施設 9 施設と指定福祉避難所に係る協定を締結し、要配慮者が指定福祉避難所へ直接避難ができる体制を整備することとしました。

災害発生時等においては、本マニュアルの内容を基本としつつ、現場や災害対策本部での緊急的な判断を加えて対応することが必要となります。そのため、平時からさまざまな場面を想定したシミュレーションを行っておく必要があります。また、各福祉避難所では、本マニュアル及び各施設の業務継続計画等を考慮の上、当該福祉避難所における運営マニュアルを作成することとします。

要配慮者の方々が安定した避難生活を送ることができるよう、平時から本マニュアルを活用するとともに、社会情勢の変化や訓練・シミュレーションの結果等を踏まえ、今後も必要に応じて、本マニュアルの見直しを行っていくこととします。

# 目次

## 第1章 はじめに

1 福祉避難所の位置づけ	……………	p 1
2 福祉避難所	……………	p 1
3 福祉避難所への避難	……………	p 2
4 指定一般避難所から福祉避難所への移送	……………	p 2

## 第2章 平時における取組

1 福祉避難所の利用対象となりうる者の把握	……………	p 3
2 福祉避難所の指定等	……………	p 3
3 福祉避難所の周知	……………	p 4
4 福祉避難所の施設整備	……………	p 4
5 物資・器材、人材、移送手段の確保	……………	p 4
6 社会福祉施設、医療機関等との連携	……………	p 5
7 福祉避難所運営体制の事前準備	……………	p 6

## 第3章 災害時における対応

1 各施設から災害対策本部へ報告	……………	p 8
2 福祉避難所の開設	……………	p 8
3 福祉避難所の運営体制の整備	……………	p 9
4 福祉避難所の運営	……………	p 10
5 福祉避難所における要配慮者への支援	……………	p 12
6 福祉避難所の閉鎖	……………	p 13

## 第1章 はじめに

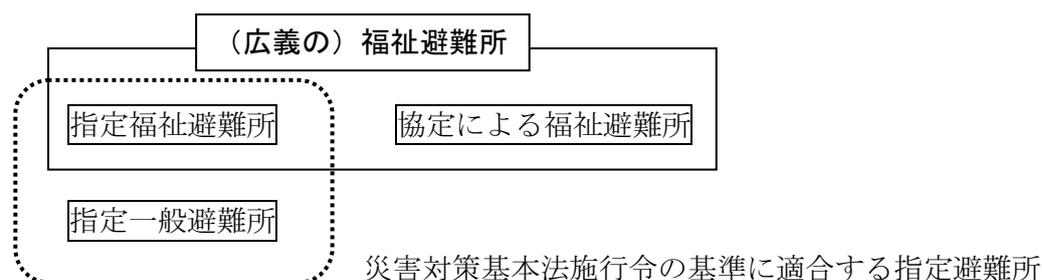
### 1 福祉避難所の位置づけ

福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、以下のように規定されています。

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

また、市町村長は、指定避難所を指定したときは、災害対策基本法第49条の7において準用する同法第49条の4の規定により公示することとなり、災害対策基本法施行規則第1条の7の2において、災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設を「指定一般避難所」、第1号から第4号に加え、前記第5号に定める基準にも適合する施設を「指定福祉避難所」として公示することとされています。

なお、広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているもの（以下「協定による福祉避難所」という。）も含まれるため、本マニュアルでは、単に「福祉避難所」と表記するものは、「指定福祉避難所」及び「協定による福祉避難所」の両方を指すものとします。



### 2 福祉避難所

市では別表に定める施設と福祉避難所に関する協定を締結しています。

### 3 福祉避難所等への避難

#### (1) 指定福祉避難所等への避難

要配慮者であっても危険が迫っていなければ、避難所へ避難する必要はありません。まずは在宅避難が基本となります。

自宅の倒壊や火災、避難指示等が出された場合など、自宅での生活ができない場合は以下のとおり避難します。

- ① 個別避難計画が作成され、指定福祉避難所が確保されている要配慮者は、個別避難計画に基づき指定福祉避難所に避難します。(指定福祉避難所が開設している場合に限る。)
- ② ①以外の場合、要配慮者は指定一般避難所に避難します。

### 4 指定一般避難所から福祉避難所への移送

#### (1) 指定一般避難所から災害対策本部への報告

各指定一般避難所に設置された避難所運営委員会は、指定一般避難所において、指定一般避難所での生活が困難と思われる要配慮者を把握した場合、チェック表【様式3：福祉避難所受入対象候補者状況チェック表】を用いて要配慮者の状態を調査し、「要配慮者等避難者名簿」を作成して、災害対策本部へ報告します。

[情報伝達経路] 指定一般避難所→災害対策本部

#### (2) 受入可能人数の調整

災害対策本部は、各指定一般避難所における福祉避難所への受入要請対象者と福祉避難所の受入可能人数等を調整して、各福祉避難所の受入対象者を決定し、各指定一般避難所へ連絡します。

#### (3) 福祉避難所への移送

福祉避難所への移送は、当該対象者を介助する者又は市が避難所運営委員会やボランティア等の協力も得て行います。

## 第2章 平時における取組

### 1 福祉避難所の利用対象となりうる者の把握

市は、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、あらかじめ福祉避難所の利用対象となる要配慮者の概数を把握しておきます。また、順次個別避難計画を作成し、避難先となる指定福祉避難所を指定します。

この際、個別避難計画の作成にあたっては、担当の医師、人工呼吸器のメーカーなど、さまざまな関係者との協議により、実効性の向上に留意します。

なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所している人は、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として福祉避難所の利用対象としません。

(参考) 災害対策基本法における要配慮者の基準

- ①高齢者、障害者、乳幼児
- ②その他の特に配慮を要する者
  - ・妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等

(参考) 四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画における避難行動要支援者名簿への登載基準

- ①身体障がい者：身体障害者手帳の1級・2級を所持する人
  - ※下肢機能障がいのある人3級を含む。
- ②知的障がい者：療育手帳の㉔の1、㉔の2、Aの1、Aの2を所持する人
- ③精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳の1級を所持する人
- ④難病患者：特定疾患治療研究事業の医療費助成患者のうち重症認定者及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療費助成患者のうち重症認定者
- ⑤要介護認定者：介護保険制度における要介護認定の介護度が3～5と認定されている人
- ⑥高齢者：介護保険制度における要介護認定の介護度が1又は2と認定されている一人暮らしの65歳以上の人
- ⑦その他：上記以外で単独での避難が困難と思われる人

### 2 福祉避難所の指定等

市は、要配慮者を受け入れるため、バリアフリー等に対応し、福祉避難所としての機能を有している特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム及び障がい者支援施設等を福祉避難所として確保します。

また、福祉避難所のうち、災害対策基本法施行令の基準に適合するものについては、受入対象者の特定等を行い、指定福祉避難所としての指定及び公示を行います。

(災害対策基本法施行令第20条の6、同施行規則第1条の9における指定福祉避難所の指定要件)

【施設自体の安全性が確保されていること】

- ・建物の耐震性が確保されていること。
- ・土砂災害警戒区域外にあること。
- ・浸水想定区域外にあること。
- ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

【施設内における要配慮者の安全性が確保されていること】

- ・原則として、バリアフリー化されていること。(バリアフリー化されていない場合は、障がい者用トイレやスロープ等の設備の設置、物資・器材の備蓄が図られていること。)

【要配慮者の避難スペースが確保されていること】

- ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

### 3 福祉避難所の周知

市は、市ホームページや広報紙などを通じて、広く市民に福祉避難所の周知を図ります。要配慮者とその家族等に対しては、広報活動の他、民生委員や支援団体等を通じて周知を図ります。

### 4 福祉避難所の施設整備

市は、福祉避難所の施設管理者（以下「施設管理者」という。）と連携し、災害発生時に停電した場合の通信、照明、空調、換気設備及び医療機器等の確保維持のため、非常用発電機等の整備に努めます。

また、福祉避難所における要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であるため、福祉避難所には最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、インターネット接続環境やパソコン、文字放送対応テレビ、ファクシミリの確保にも努めます。

### 5 物資・器材、人材、移送手段の確保

#### (1) 物資・器材の確保

物資・器材の備蓄については、災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、市は、一定程度の備蓄に努めることとし、併せて災害時において速やかに調達できるよう、防災協定の締結など事

前対策を講じます。

## (2) 人材の確保

福祉避難所における要配慮者の日常生活活動のニーズに対しては、ホームヘルパー等の介護職員が家族とともに対応にあたるため、市は、市内の福祉サービス提供事業者と防災協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図り、福祉避難所における介助員の確保に努めます。また、ボランティアなどへ依頼し、見守りや簡単なケアについては積極的に協力してもらおう体制も検討します。

- ・人員配置の標準：概ね10人の要配慮者に対し、1人の生活相談員等の配置

## (3) 移送手段の確保

市は、指定一般避難所から福祉避難所への移送、あるいは福祉避難所から緊急の入所施設等への移送は、当該要配慮者を介助する者又は避難所運営委員会やボランティア等の協力を得て行いますが、福祉車両、救急車両の手配も含め、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるように関係機関等と協議・検討します。

なお、個別避難計画により要配慮者が指定福祉避難所へ直接避難する際は、基本的に避難支援等実施者が避難誘導します。

## 6 社会福祉施設、医療機関等との連携

### (1) 福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うためには、専門的な人材の確保、福祉機器等の調達等に関して、社会福祉施設や医療機関等と協力が必要になることから、市は、日ごろより情報を共有するなど連携強化に努めます。

また、社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、関係団体・事業者との防災協定を締結するなど、関係団体・事業者間の連携強化の促進に努めます。

### (2) 緊急入所等への対応

福祉避難所は、社会福祉施設に入所していない者が対象となり、専門的なケアを要する要配慮者については、専門施設への緊急入所等の対応を行う必要があります。また、医学的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することになります。

このため、市は、社会福祉施設や医療機関等と連絡調整窓口を相互確認し、要請システムを定めるなど、連携を図ります。

## 7 福祉避難所運営体制の事前準備

### (1) 責任者の設置

福祉避難所では、あらかじめ「福祉避難所責任者」と「福祉避難所副責任者」を設置し、その指揮のもと、事前準備に取り組みます。

### (2) 事前準備

市と施設管理者は、施設独自の運営マニュアルの整備や物資の備蓄、訓練実施、近隣住民や施設等との協議などに取り組み、災害時に福祉避難所を速やかに設置し、円滑に運営するための準備を進めます。

以下は主な検討項目（例）

[利用可能な場所の把握]

#### ①施設の安全面の確認方法

施設配置図や建物安全確認チェック表の活用

【様式2：建物安全確認チェック表】

#### ②受入スペースの確保

本部や居室のレイアウト、発電機の設置場所等

[福祉避難所の整備]

#### ③避難者の入退所等の管理方法

#### ④生活上の基本的なルール

プライバシー、消灯時間など

※ペット、タバコ、アルコールについては、原則禁止とします。

#### ⑤通常利用者の支援及び帰宅方法

#### ⑥情報収集の方法（テレビ、ラジオ、無線機など）

#### ⑦情報提供の方法（館内放送、掲示板、筆談ボードなど）

#### ⑧医療面の対応（怪我等の救急処置など）

#### ⑨備蓄

物資の配給方法や食料品等の消費期限の把握と更新、入れ替えを行った物資の管理、発電機等の定期点検とメンテナンスなど

#### ⑩受入対象者の移送支援

#### ⑪不足する食料や物資等の確保方法及び保管場所の確保

[運営体制の事前準備]

#### ⑫施設休所日及び夜間の職員の参集方法

#### ⑬連絡方法の確認

職員緊急連絡網、防災関係機関緊急連絡先

【様式4：連絡先一覧】

### (3) 災害時を想定した訓練の実施

市と施設管理者は、災害を想定し、平時からさまざまな対応のシミュレーションを行っておく必要があります。以下に主な訓練について例示します。

- ①通信訓練
- ②避難訓練
- ③初動対応訓練
- ④応急手当等対応訓練
- ⑤消火訓練
- ⑥職員の参集訓練
- ⑦通常利用者の引き取り訓練
- ⑧近隣住民や関係施設との連携訓練
- ⑨発電機等の活用訓練及び炊き出し訓練
- ⑩福祉避難所開設訓練

#### <参考> 市の取組

##### ①福祉避難所の指定等

社会福祉施設等の福祉資源を活用した福祉避難所の協定締結、指定及び公示に向けた取組を進めています。

##### ②食料及び物資等の援助協定

企業や団体との間で、食料品や物品の援助に関する協定締結の取組を進めています。

##### ③防災訓練の実施

年1回の防災訓練では、避難誘導訓練、避難所開設・受付訓練や市民体験型訓練等を実施しています。

##### ④福祉用具の優先供給協定

福祉避難所に指定している社会福祉施設等が、優先的に福祉用具の供給を受けられることができる協定を日本福祉用具供給協会と締結しています。

##### ⑤防災行政無線（移動系）の配備

福祉避難所に指定している社会福祉施設等に防災行政無線（移動系）を配備し、災害時の円滑な開設・運営体制を確保しています。

##### ⑥福祉避難所担当職員の指名

人的・物的支援等を担う福祉避難所担当職員をあらかじめ指名し、平時より、施設独自の運営マニュアルの整備や災害時を想定した訓練に参加するなど、各施設との連携強化を図るものとします。

## 第3章 災害時における対応

### 1 各施設から災害対策本部へ報告

施設管理者は、災害対策本部の求めに応じ、施設や周辺の被害状況、職員体制、受入スペースと受入可能人数、開設時期の目安などの福祉避難所の開設可能性に関する情報を、随時災害対策本部へ報告します。

災害対策本部では、情報を集約し、開設可能な施設を把握します。

【様式1：施設被災状況調査票】

【様式2：建物安全確認チェック表】

### 2 福祉避難所の開設

#### (1) 指定福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ

- ア 市は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、高齢者等の要配慮者に対し避難指示等が発令された場合などには、指定福祉避難所を開設します。
- イ 市は、指定福祉避難所を開設したときは、個別避難計画に基づき、要配慮者及びその介助者、地域住民、民生委員等に速やかにその場所を周知します。
- ウ 受け入れ体制が整い次第、個別避難計画に基づき指定福祉避難所の利用対象となる要配慮者を受け入れます。
- エ 受け入れスペースは、要配慮者一人当たりの面積を概ね3.3㎡(畳2畳分)、介助者一人当たりの面積を概ね1.65㎡(畳1畳分)を基本とします。

#### (2) 協定による福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ

- ア 市は、災害の発生により、指定一般避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の利用対象となる要配慮者がおり、必要と判断する場合は、協定による福祉避難所を開設します。
- イ 市は、協定による福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその介助者、地域住民、支援団体等に速やかにその場所を周知します。
- ウ 受け入れ体制が整い次第、協定による福祉避難所の利用対象となる要配慮者を受け入れます。
- エ 受け入れスペースは、要配慮者一人当たりの面積を概ね3.3㎡(畳2畳分)、介助者一人当たりの面積を概ね1.65㎡(畳1畳分)を基本とします。

### (3) 指定一般避難所からの移送

指定一般避難所から、協定による福祉避難所等への移送は、当該福祉避難所受入対象者を介助する者又は市が避難所運営委員会やボランティア等の協力を得て行います。

### (4) 福祉避難所の開設期間

災害救助法に基づき設置した福祉避難所の開設期間は、原則として、災害の発生日から最大限7日以内です。

しかし、大規模災害等の場合で、7日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難なときは、事前に施設管理者等と協議し必要最小限の期間を延長します。

## 3 福祉避難所の運営体制の整備

### (1) 福祉避難所担当の連絡職員の配置

- ア 市が福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当の連絡職員を配置し、福祉避難所との連絡体制の確保に努めます。
- イ 市は、福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所の要配慮者支援に従事する者の確保に努めます。
- ウ 要配慮者支援に従事する者は、要配慮者からの相談等に対応するとともに、介護職員等の応援派遣、マット等の物資・備品の提供など福祉避難所で対応できないニーズについては、福祉避難所担当の連絡職員に迅速に要請します。

### (2) ボランティアの受け入れ

- ア 福祉避難所担当の連絡職員は、福祉避難所運営状況から判断し、ボランティアの派遣の人員数や活動内容について災害対策本部に要請します。
- イ 災害対策本部において調整されたボランティアを福祉避難所に配置します。
- ウ ボランティアは、福祉避難所責任者の指示により、福祉避難所の運営支援として、以下に例示する活動等を行います。

(例)

- ・ 要配慮者の介護、看護活動の補助
- ・ 清掃及び防疫活動への応援
- ・ 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
- ・ その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

#### 4 福祉避難所の運営

市と施設管理者が連携して福祉避難所を運営します。

##### (1) 名簿の作成・管理

- ア 福祉避難所に避難している避難者（要配慮者及びその介助者）の名簿【様式5：福祉避難者名簿】を作成し、随時更新します。
- イ 避難者に退所者があるときは、可能な限り転出先を確認して記録します。
- ウ 毎日、名簿の整理及び集計を行い、福祉避難所の状況について報告書【様式6：福祉避難所状況報告書】を作成し、災害対策本部へ報告します。

##### (2) 食料・水の配給

- ア 食料・水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、希望者にはやわらかい食事を提供するなど、特別な要望については個別に対応します。
- イ 不足食料がある場合は、不足食料の内容及び数量を取りまとめて、物資・食材依頼伝票【様式7：物資・食材依頼伝票】に記入し、災害対策本部へ提出します。
- ウ 食料の要請にあたっては、必要な食料を的確に把握し、余剰食料が発生しないよう注意します。

##### (3) 物資の配給

- ア 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、特別な要望については個別に対応します。
- イ 不足物資がある場合は、不足物資の内容及び数量を取りまとめて物資・食材依頼伝票【様式7：物資・食材依頼伝票】に記入し、災害対策本部へ提出します。
- ウ 物資の要請にあたっては、必要な物資を的確に把握し、余剰物資が発生しないよう注意します。

##### (4) 物資の管理

- ア 要請した物資が搬送されたら物資・食材依頼伝票【様式7：物資・食材依頼伝票】にサインをして物資を受け取り、物資保管場所へ保管します。  
＜物資の管理・保管方法＞
  - ・男性衣類、女性衣類、食料品、タオル、毛布、紙製品、紙おむつ、その他に分類する。
  - ・生活用品は、石けん、洗剤、歯ブラシ、乾電池、文房具、書籍、医薬品、電気製品などの用途別に分類する。
- イ 搬送された物資については、避難所物品受払簿【様式8：福祉避難所物品

受払簿】に記入します。

ウ 特別なニーズがある人には、個別に対応するように努めます。

(5) トイレに関する対応

ア 必要に応じて、仮設トイレ等を所定の場所に設置します。

イ トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに張り出し、避難所への周知徹底を図ります。

ウ 福祉避難所内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、毎日行いますが、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

<トイレ>

・仮設トイレ等のくみ取りは、状況を見て早めに要請します。

(6) ごみに関する対応

ア ごみの集積所を指定し、張り紙などにより避難者へ周知徹底を図ります。

イ ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示します。

ウ ごみ集積所は、屋外の直射日光が当たらない場所を選びます。

(7) 防疫に関する対応

ア 食中毒やかぜなどの感染症が流行しないように、避難者等の協力を得て、ごみ処理や防疫に注意します。

イ 手洗いを励行します。

ウ 風呂の利用について周知します。

エ 生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保します。

オ かぜや下痢など体調を崩している人の有無を把握します。

<生活用水の確保>

・飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水の確保に努めます。

<手洗いの励行>

・手洗い所には、消毒液を配置します。

<食器の取扱い>

・衛生確保の観点から、食器はできるだけ使い捨てとします。

(8) 福祉避難所内の清掃・整理整頓

福祉避難所内の共有スペースなどの清掃は、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

(9) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

- ア 外部からの電話の問い合わせによる他の避難者への迷惑を最小限に抑えるために、呼び出しなどは時間を決めて行います。
- イ 電話での問い合わせがあったときは、避難者名簿と照合します。
- ウ 福祉避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は公衆電話とします。
- エ 呼び出しは、放送及び掲示により伝言し、折り返し避難者の方から連絡を取る方法を原則とし、受信状態のままで呼び出しをしないようにします。

(10) 生活情報の提供

求められるさまざまな情報について、手分けして情報を収集し、掲示板など多様な手段で提供します。

<避難者の必要とする情報>

- ・被害・安否情報
- ・医療・救護情報
- ・余震・天候情報
- ・生活物資情報
- ・ライフライン及び交通機関の復旧情報
- ・生活再建情報

<情報の収集方法>

- ・災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集します。
- ・テレビ・ラジオ・新聞などの情報を収集します。

<情報の周知>

- ・収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等あらゆる手段を用いて提供します。
- ・掲示板には、避難者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。
- ・不要となった情報も記録・整理して保管します。

## 5 福祉避難所における要配慮者への支援

市と施設管理者は、福祉サービス事業者等と連携して要配慮者への支援を行います。

(1) 要配慮者への支援

- ア 定期的に、要配慮者の健康状態、必要なサービスの状況などを点検します。
- イ 福祉避難所において、要配慮者が生活しやすい避難所の環境整備に努めます。
- ウ 福祉避難所では、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応に努めます。

- ・避難生活では活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保します。
- ・要配慮者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図ります。
- ・おむつをしている人のために、おむつ交換の場所を設けます。

## (2) 福祉サービスの提供

- ア 要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供します。
- イ 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しています。

## (3) 総合相談窓口の設置

要配慮者の相談に対応する相談窓口を、福祉避難所に随時設置します。  
相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行います。

## (4) 緊急入所等の実施

- ア 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所等により適切に対応します。
- イ 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。

## 6 福祉避難所の閉鎖

- ア 市は、避難者の退所状況等を勘案し、福祉避難所の閉鎖を判断したときは、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明します。
- イ 市は、避難者が退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。
- ウ 市は、福祉避難所の閉鎖後、施設管理者が作成した設置・運営に要した経費に関する届出書【様式9：設置運営経費届出書】の提出に基づき、審査を経た上で経費を支払います。

○別表 福祉避難所一覧（令和7年9月時点）

（協定による福祉避難所）

施設名	住所	受入対象者（要配慮者数）
特別養護老人ホーム 四街道陽光園	鹿放ヶ丘291-4	11名
四街道徳洲会デイケア	吉岡1830-1	9名
千葉県立千葉盲学校	大日468-1	10名

（指定福祉避難所）

施設名	住所	受入対象者（要配慮者数）
介護老人保健施設 栗の郷	栗山906-1	3名
介護老人保健施設 のぞみ	大日1685-10	22名
きわみデイサービスセンター	大日1681-1	23名
地域密着型特別養護老人ホーム リバーサイド	小名木101-9	14名
特別養護老人ホーム あさひ園	山梨1488-1	15名
特別養護老人ホーム あすみの丘	大日1623-1	23名
特別養護老人ホーム からたち	大日595-1	9名
特別養護老人ホーム 四街道苑	鹿放ヶ丘593-3	7名
四街道老人ホーム	大日2132-4	5名
生活介護 はちみつ	たかおの杜15-5	8名
障害者支援施設 永幸苑	上野199	10名
障害者支援施設 ピクシーフォレスト	上野199	5名
千葉県立四街道特別支援学校	鹿渡934-45	15名